

## 国民生活の向上につながるデジタル化推進を求める意見書(案)

菅政権は「デジタル庁」創設を表明し、(1)国と自治体のシステムの統一・標準化(2)マイナンバーカードの普及促進を通じた各種給付の迅速化(3)スマートフォンを使った行政手続き(4)オンライン診療やデジタル教育に関する規制緩和などをすすめる方針です。膨大な個人情報がマイナンバーでひもづけられ、政府が一手に握ることになります。個人情報の漏えいや悪用が起きる恐れがあります。また、個人情報を営利企業に利活用させる仕組みも検討されており、蓄積された情報をもとに企業が個人を評価、差別、排除する仕組みがつくられかねません。マイナンバーカードが普及しない最大の理由は、国民の行政に対する不信、個人情報漏えいへの不信感があるからであり、首相はマイナンバーカードを2022年度末にはほぼ全国民に行き渡ることを目指すと表明していますが、5年かかっても2割しか普及しなかったマイナンバーカードをほぼ全員に持たせるためには、よほど強権的なやり方でなければ普及できません。ますます重大な個人情報漏えいや、そのことによる被害の拡大が生まれることが予想されます。

プライバシー権に関する国連特別報告者のジョセフ・ケナタッチ氏は、自由人権協会(JCLU)が主催したシンポジウムで、監視システムに対する保護装置として、①法の支配、②独立機関による承認、③監視手法の限定、④具体的要件の設定、⑤透明性の確保と情報公開の5点が必要、ビッグデータへの情報集積からAIによる分析、活用の一連の流れの中に、個人情報保護とプライバシーを守る装置を組み込むべきであると指摘しています。2018年5月に施行されたEU一般データ保護規則(GDPR)は、デジタル化に対応して個人情報保護の仕組みを抜本的に強化し、企業が蓄積したデータを個人が消去させる権利、個人データの取扱いに対し異議を述べる権利、プロファイリングだけにもとづいて重要な決定を下されない権利などを規定しています。このように、デジタル化に対応した個人情報保護の強化は、いまや世界の流れです。

デジタル化がすすんでいく社会においては、国家や資本による国民監視から、国民のプライバシーと人権が厳格に守られなければなりません。同時に、デジタル化とすすんだ先端技術を国民生活向上のために活かすことが必要であり、そのための真剣な議論こそ求められています。

今後のデジタル化推進にあたっては、憲法に規定された国民の権利として、個人情報とプライバシーを厳格に保護し、進んだ技術が国民生活の向上に活かされるよう、政府として取り組むことを要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

2020年12月 日

熊本市議会